

委提第2号

安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書

会議規則第14条第2項の規定により、安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年12月15日 提出

提出者 建設経済常任委員会委員長 滝瀬光一

北本市議会議長 黒澤健一様

安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書

都市再生機構は現在、「団地の収益力向上と資産圧縮」を目標にかかげ、家賃改定ルールを2015年度中見直しと団地統廃合計画の2014年度中策定をすすめています。家賃については引き上げ幅の拡大、3年ごとから2年ごとへの改定周期の短縮による「家賃収入の最大化」をはかり、低所得高齢者等への家賃減額措置の機構負担縮小を検討しています。また、収益性が低い団地の統廃合、削減方針も発表しました。

北本市には都市再生機構賃貸住宅は北本団地（2,097戸）とコーポレート北本（44戸）があります。北本団地自治会が本年9月に実施したアンケート調査によれば、北本団地居住者の63%が家賃負担の重さを訴え引き下げを求めています。

居住者の高齢化と収入低下が進むなかで都市再生機構が果たすべき公共的役割はますます大きくなっています。また、団地は子育て、高齢者世帯にとって好適な居住空間というにとどまらず、地域コミュニティ形成の核として、地域防災の拠点としても重要な社会資産でもあります。

都市再生機構には団地居住者の窮状と切実な願いに十分配慮をたまわるとともに、団地が担っている大きな役割と期待に応えていただきたく、北本市議会は、下記の事項について強く要望するものです。

記

1. 家賃の引き上げ幅拡大、改定周期短縮等を図る家賃改定ルールの見直しではなく、都市再生機構法付帯決議、住宅セーフティネット法を遵守し、安心して住み続けられる家賃制度に改善すること。
2. 低所得高齢者等への家賃減額措置の充実につとめ、高齢者・子育て世帯の居住安定を図ること。
3. 収益本位の団地統廃合ではなく、まず空き家を早期に解消するなど、公団住宅を公共住宅として守り、国民の住生活向上とコミュニティの形成に大いに役立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

【提出先】

内閣総理大臣・国土交通大臣・都市再生機構理事長